

# 第3期 恵庭市地域福祉計画

(平成28年度～平成32年度)

【 概要版 】

平成28年3月

恵庭市



# 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の目的

近年、少子・高齢化や核家族化の進行、社会情勢の変化、個人のライフスタイルの多様化等を背景として、家庭や地域の中で孤立する人や地域への関心が低い人が増加し、コミュニティで培われた地域に住む住民同士のつながりの希薄化がみられます。

また、そのような中、家庭における介護や養育の困難化、ひとり暮らし高齢者の孤独死や老老介護、児童虐待、引きこもり、生活困窮者への対応など地域における様々な課題が起こっており、新たな社会問題となっています。

このように社会情勢の複雑化が進行している現在、これまで高齢者や障がい者、そして子ども等に関する個々の制度の中で対応してきており、きめ細やかなニーズに充分応えることができるよう、自助・共助等それぞれ互いの努力を基本にしながら、サービス供給者としての行政や事業者が、適切に福祉サービスを提供するなど福祉サービスのさらなる充実を図るとともに、地域住民同士の自主的な支え合いや助け合いが必要となります。

このため、国においては平成12年に、社会福祉の基本法であった「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、市町村に対して地域福祉計画の策定が規定されました。

本市では、そのような社会背景のもと、地域の方々が今後も安心して暮らしが続けられるよう、平成18年に「第1期恵庭市地域福祉計画」を定め、その計画のさらなる推進を図るべく平成23年に「第2期恵庭市地域福祉計画」を策定しました。

これらの計画が平成27年度をもって終了することから、市の福祉施策を地域福祉の観点から見直すとともに、住民同士の助け合いや支え合い、市民・地域・行政の協働を一層進めることで、地域福祉を総合的、計画的に推進するため、「第3期恵庭市地域福祉計画」を策定するものであります。



## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法的根拠

この計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

#### 【社会福祉法（抄）昭和26年法律第45号】

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

この計画は、個別計画が定める具体的な施策を実現することにより、地域社会全体が増進されることを目的にしています。つまり、地域福祉計画は、個別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たしながら、地域福祉の推進が図られるよう、福祉の理念の実現を図る計画との位置づけになっています。

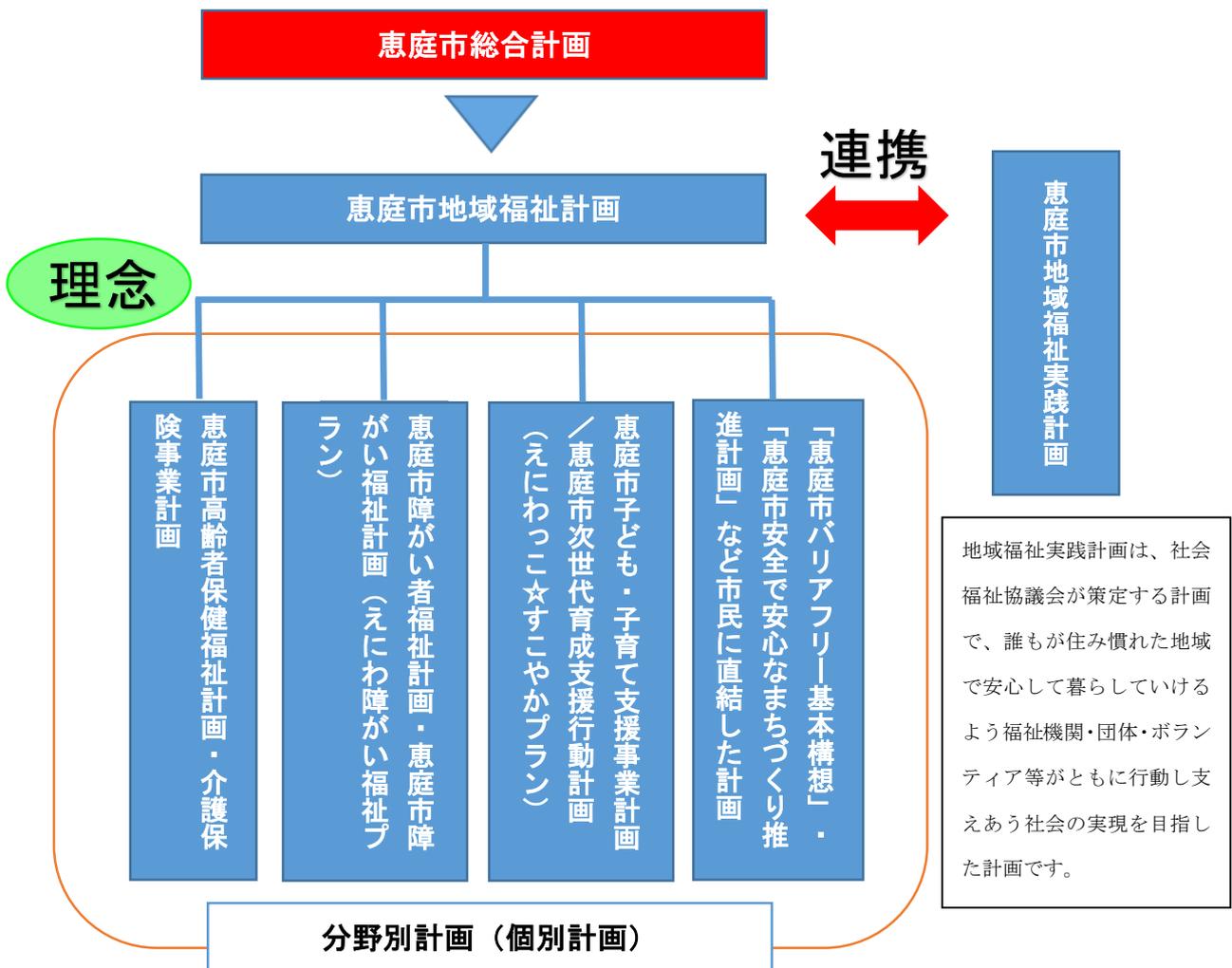
#### ※個別計画

- ・ 恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画
- ・ 恵庭市障がい者福祉計画・恵庭市障がい福祉計画（えにわ障がい福祉プラン）
- ・ 恵庭市子ども・子育て支援事業計画／恵庭市次世代育成支援行動計画（えにわっこ☆すこやかプラン）
- ・ 恵庭市バリアフリー基本構想

- ・ 恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画など

## (2) 他の計画との関連

本計画は、「恵庭市総合計画」を上位計画とし、福祉に関する分野別計画（個別計画）は高齢者・障がい者・子どもといった対象ごとの施策を計画の領域としているのに対し、地域福祉計画はこれらの計画に基づく施策を総合的に推進する上での理念をその内容としています。



### **(3) 計画の期間**

計画の期間は、上位計画である「恵庭市総合計画」の計画開始年度及び恵庭市社会福祉協議会が策定している「地域福祉実践計画」の計画開始年度にあわせることで密接に連携を図ります。「恵庭市総合計画」の計画期間は平成28年度から平成37年度までの10ヵ年計画となっていますが、「地域福祉計画」及び「地域福祉実践計画」は、平成28年度から平成32年度までの「5ヵ年」を計画の期間とします。

### **(4) 計画の推進体制**

#### **① 恵庭市社会福祉審議会**

恵庭市社会福祉審議会条例（平成17年条例第8号）により設置した市の附属機関です。委員は、行政以外の団体から推薦を受けた委員と公募委員で構成されており、計画の進捗状況等について確認を行っています。

#### **② 恵庭市社会福祉推進会議**

保健福祉部長を委員長とした庁内組織（委員は管理職）により行政内部の調整や情報の共有化を行うとともに進捗状況について検討を行います。

# 計画の基本理念と基本目標

## 1. 基本理念

現代は少子・高齢化や核家族化の進行、また、近所づきあいがほとんどないなど「地域のつながり」が著しく希薄化しています。

その一方で、東日本大震災をはじめとした大災害が発生したとき、人は「地域の結びつき」、「人と人との支えあい」がいかに重要であるか気づきます。

地域福祉を推進するためには、高齢者や障がい者、子どもをはじめとした各種行政サービスの提供や、各種制度の充実はもちろんのこと、その地域に住む人々が、いかにお互いにつながりを持って、そして支えあって、助け合っていくのが非常に重要です。

本市では、子どもから高齢者まで、全ての人が住みなれた地域で安心した生活をおくるために、一人ひとりが思いやりの気持ちを持ち、支援を必要としている人たちと共に生き、支えあう社会の実現を目指すべく、第1期及び第2期恵庭市地域福祉計画において、「人にも花にも まごころこめて みんなで育てるやさしいまち えにわ」を基本理念に掲げ地域福祉の推進に取り組んできました。

今後においても「地域のつながり」の希薄化が予想される中で、地域福祉を推進するためには、人のまごころや支えあいが一層重要であることから、第3期恵庭市地域福祉計画においても、第1期・第2期計画の基本理念を継承し推進することとします。

### 基本理念

人にも花にも まごころこめて  
みんなで育てるやさしいまち えにわ



## 2. 基本目標

---

基本理念「人にも花にも まごころこめて みんなで育てるやさしいまち えにわ」の実現を目指すため、本計画は第2期計画の基本目標を継承し、各種施策を展開します。

### **基本目標1 基本理念の共有化による地域福祉の推進**

地域福祉を推進するためには、地域での支え合い、助け合いが非常に大切であり、その推進役である市民、関係機関・団体、行政等は共通の認識を持って取り組んでいかなければなりません。そのためには恵庭市地域福祉計画の基本理念である「人にも花にも まごころこめて みんなで育てるやさしいまち えにわ」のとおり、一人ひとりが思いやりの気持ちをもって地域の一員として生活していくことが大切であり、そのため、地域福祉に携わる人すべてに意識啓発が必要です。広く啓発を行うことで地域福祉施策の推進につながります。

### **基本目標2 地域における福祉サービスの適切な利用促進**

近年、市民の福祉へのニーズは増加し、保健・医療・福祉等の各分野にまたがるなど多様化しているため、個々の状況や課題に応じた福祉サービスが選択でき、支援を受けられることが必要です。

このため、福祉サービスのきめ細かな提供基盤を充実させ、関係機関・団体等との連携のもとに相談体制や情報提供を強化し、市民が安心して福祉サービスを受けられる地域づくりを目指します。

### **基本目標 3 地域における社会福祉事業の健全な発達促進**

地域福祉の向上のためには、福祉サービスを提供する事業者が利用者のニーズにいかに対応するかが大きな要素の一つです。そのためには優秀な人材の育成が必要であり、また、地域福祉全体の底上げを図るための施策を推進します。

### **基本目標 4 地域福祉に関する活動への市民参加の促進**

地域における支え合い、つながりや絆を深めるためには、地域福祉に関する活動へ参加するきっかけづくりが必要です。活動場所の受け皿の整備はもちろん、地域福祉に日頃から関わっている様々な方たちと、いかに関わりを持てるのかが地域福祉の充実に結びつきます。市民一人ひとりが、ふれあいや支えあいを自発的に行うことが出来るような施策を推進します。

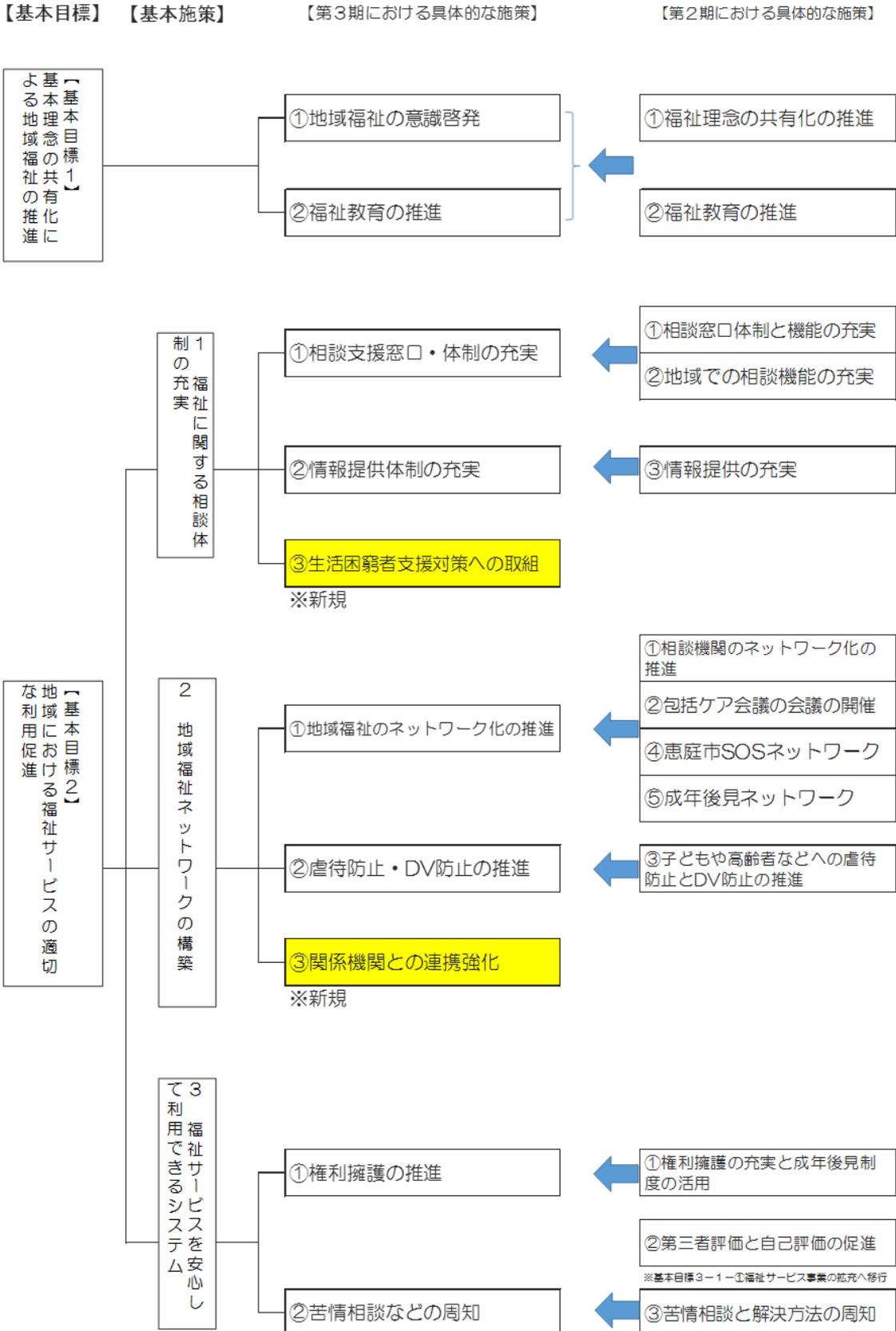
### **基本目標 5 これからもこのまちで暮らしていきたい施策の推進**

地域に住んでいる人たちが快適に暮らせる環境整備を図るためには、移動手段の確保や利用しやすいまちが整備されていることが必要です。このため、交通弱者に対する移動手段の確保やバリアフリーのまちづくりを目指します。

また、子育てに関すること、就労支援に関すること等の充実もみんなが安心して暮らすために必要であることから各種施策を進めます。

さらに、みんなが安全に暮らせるよう、地域や関係機関、行政が協力し合いながら、地域の防犯・防災体制の促進に係る施策を展開します。

# 第3期恵庭市地域福祉計画の体系

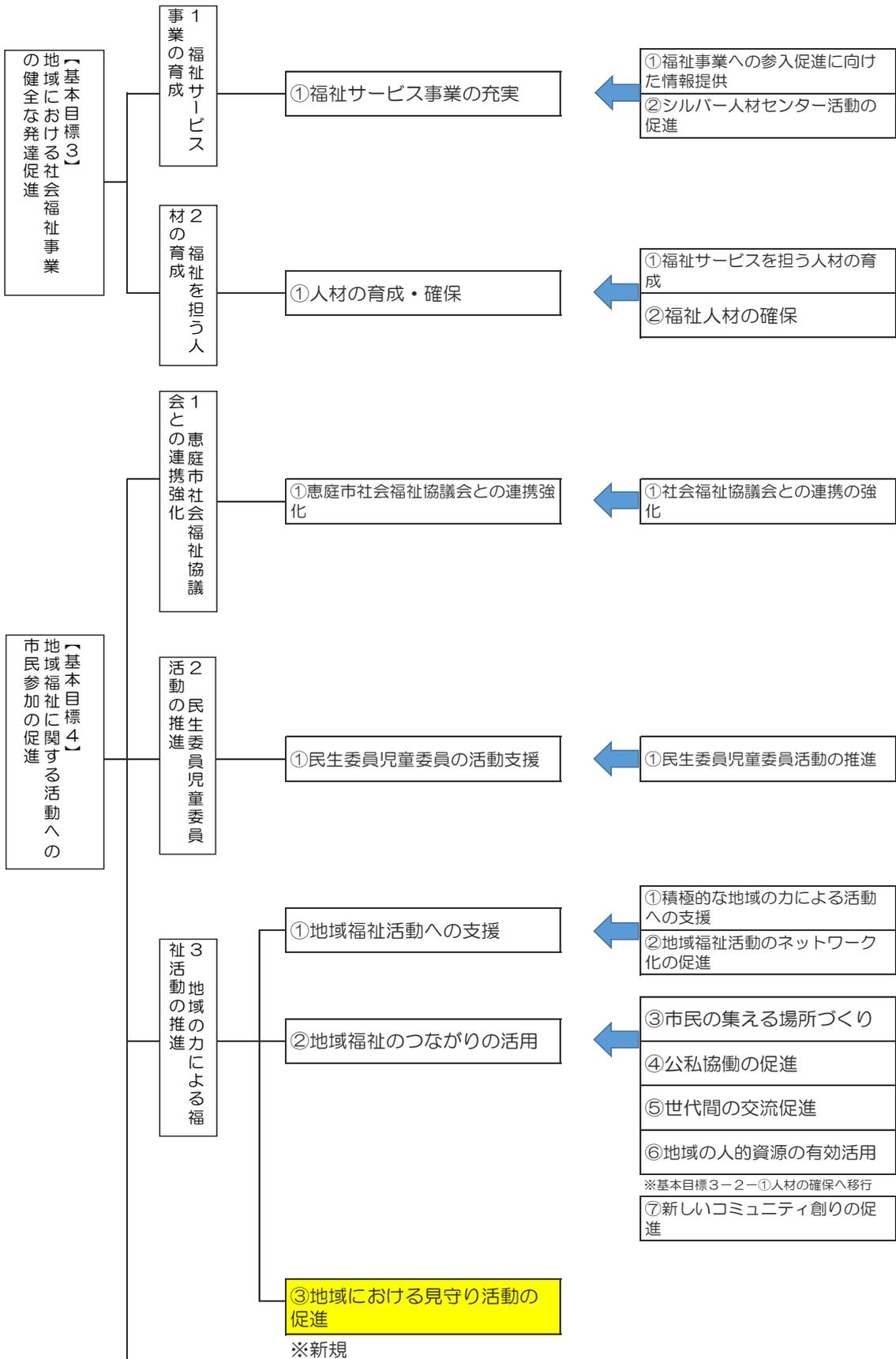


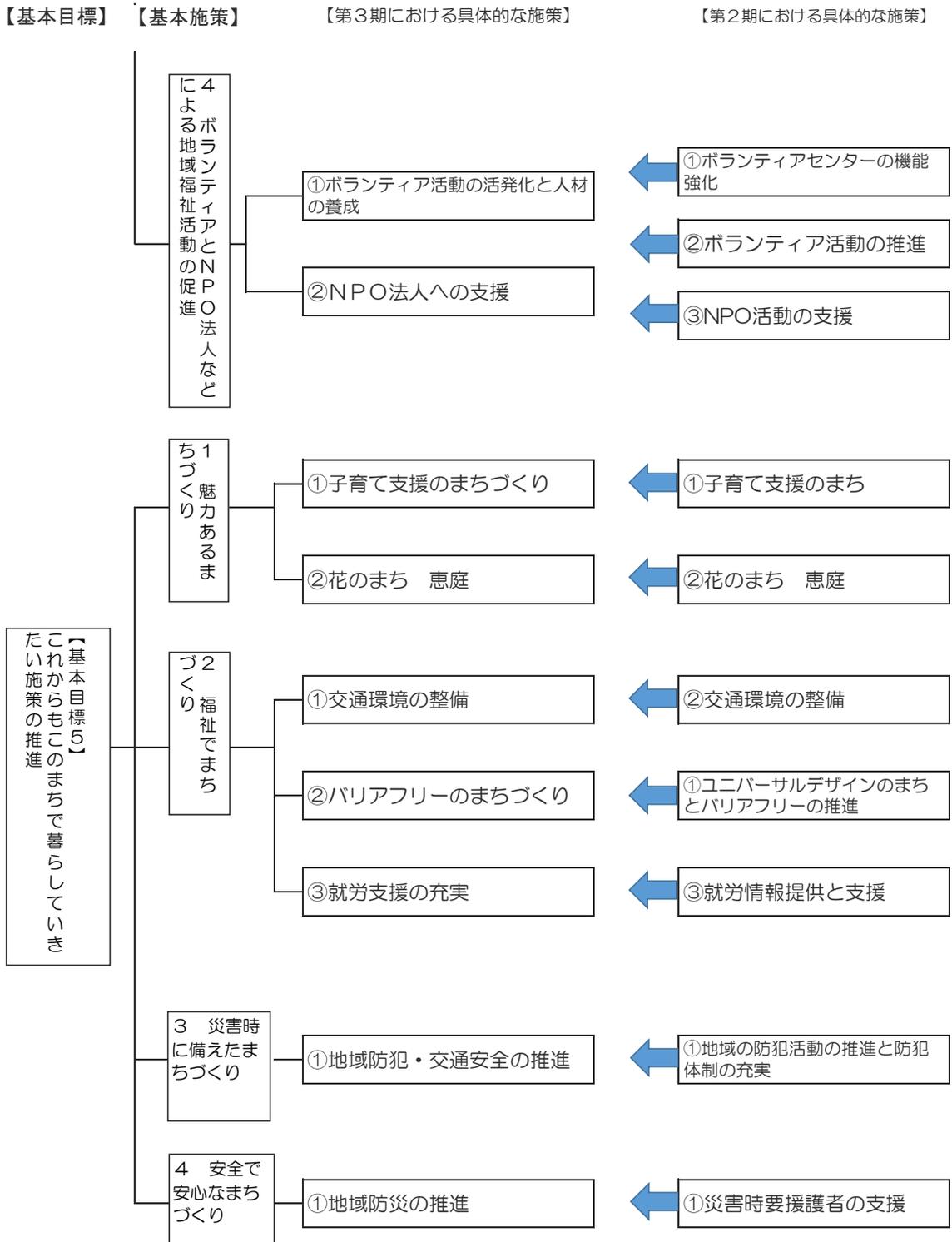
【基本目標】

【基本施策】

【第3期における具体的な施策】

【第2期における具体的な施策】





**第3期 恵庭市地域福祉計画【概要版】**

平成28年3月発行

発行：恵庭市

編集：恵庭市保健福祉部

〒061-1498

北海道恵庭市京町1番地

TEL 0123-33-3131

FAX 0123-33-3137

HP <http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/>